

# 一般社団法人鳥取県社会福祉士会 会員の入会に関する規則

2010年3月13日制定

## 第1章 目 的

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第8条及び第9条の規定に基づき、本会の会員の入会基準等の基本的事項を定めることを目的とする。

## 第2章 正 会 員

(正会員の入会基準)

第2条 定款第7条第1項第1号に規定する正会員は、本会に対して所定の入会金及び会費を納入しなければならない。

(正会員の入会申込)

第3条 本会への入会は、定款第8条に定める入会申込書によって行わなければならない。

## 第3章 賛 助 会 員

(賛助会員の入会基準)

第4条 定款第7条第1項2号に規定する賛助会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること。
  - (2) 個人の場合は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと。
  - (3) 本会理事会において、賛助会員として適切であると承認を受けること。または、本部の賛助会員であって、本会の賛助会員として入会を希望するときは本部の推薦を受けること。
  - (4) 所定の年会費を本会に納入すること。
2. 前項第2号により入会しようとする者は、入会後に法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、賛助会員を退会した上で第2条に規定する正会員として改めて入会しなければならない。

(賛助会員の入会申込)

第5条 本会への入会は、定款第8条に定める入会申込書によって行わなければならない。

## 第4章 入会金

(入会金)

第6条 定款第9条に規定する正会員の入会金は、5,000円とする。

## 第5章 会費

(会費)

第7条 定款第9条に規定する正会員の会費は、年額15,000円とする。賛助会費は、年間1口3,000円とし、1口以上の賛助会費を必要とするものとする。  
2. 一旦納入された会費及び賛助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

## 第6章 補則

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、入会に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第9条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

1. この規則は、本会の設立許可があった日から施行する。
2. 任意団体から一般社団法人への移譲に伴い、平成21年5月23日付けで本会に入会することを承認された者は、この規則の適用があったものとみなす。
3. 平成23年5月28日改正し、日本社会福祉士会が連合体として新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された日から施行する。